

奈良県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県歯科衛生士修学資金貸与条例の一部を改正する条例

奈良県歯科衛生士修学資金貸与条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。